

平成30年第2回弘前市国民健康保険運営協議会

日時：平成30年4月19日（木）

午後3時30分から

場所：弘前市役所市民防災館3階 防災会議室

次 第

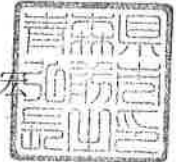
- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 健康福祉部長挨拶
- 4 協議事項
(1) 諮問事項について
- 5 政令改正に伴う条例改正について
- 6 閉 会



弘国年発第27号
平成30年4月16日

弘前市国民健康保険運営協議会
会長 柳田 光祥 様

弘前市長 櫻田 宏



諮 問 書

弘前市国民健康保険運営協議会に対し、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額を改定すること。

保 発 0131 第 1 号
平成30年 1 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第27号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成30年4月1日に施行されるところですが、改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

改正政令は、平成30年4月1日から施行すること。

基礎賦課限度額及び賦課限度額の改定内容

(単位：円)

区 分	改正条文	現行	改定案	増減
医療給付費分 基礎賦課限度額	第 2 1 条、 第 3 0 条第 1 項	540, 000	580, 000	40, 000
後期高齢者支援金分 賦課限度額	改正無し	190, 000	190, 000	0
介護納付金分 賦課限度額	改正無し	160, 000	160, 000	0
計		890, 000	930, 000	40, 000

賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について

1. 賦課限度額世帯の推移見込み

(3月31日現在:国保加入世帯数 27,320世帯)

	賦課限度額改定前	賦課限度額改定後	増減数
医療費分	923世帯	804世帯	△119世帯

賦課限度額改定前の923世帯は、全体の3.38%

賦課限度額改定後の804世帯は、全体の2.94%

2. 賦課限度額の改定に伴う影響額の見込み(H30年3月31日試算)

賦課限度額を改定しなかった場合の調定額	4,614,968,400円
賦課限度額を改定した場合の調定額	4,648,968,300円
差額	33,999,900円

※ 約3,400万円の調定額の増加となる見込み。

3. 賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額

改定前			改定後		
世帯人数	所得額	収入額	世帯人数	所得額	収入額
1人世帯	約496万円	約684万円	1人世帯	約534万円	約727万円
2人世帯	約472万円	約658万円	2人世帯	約510万円	約700万円
3人世帯	約448万円	約628万円	3人世帯	約486万円	約673万円
4人世帯	約424万円	約598万円	4人世帯	約462万円	約645万円
5人以上	約400万円	約593万円	5人以上	約438万円	約615万円

保 発 0131 第 1 号
平成30年 1 月 31日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第27号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成30年4月1日に施行されるところですが、改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 27万円 から 27万5千円 に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 49万円 から 50万円 に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

改正政令は、平成30年4月1日から施行すること。

法定軽減基準の改正内容

1. 法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文

	改正条文	減額基準
7割軽減の基準	改正無し	合計所得が33万円以下
5割軽減の基準	第30条第1項第2号	合計所得が33万円+(被保険者数×27.5万円)以下(改正前27万円)
2割軽減の基準	第30条第1項第3号	合計所得が33万円+(被保険者数×50万円)以下(改正前49万円)

2. 法定軽減基準改正に伴う対象世帯、被保険者数の推移見込み

(平成30年3月31日時点での試算)

		拡充前	拡充後	増加数
平等割	5割軽減	4,215世帯	4,279世帯	64世帯
	2割軽減	3,136世帯	3,189世帯	53世帯
均等割	5割軽減	7,904人	8,035人	131人
	2割軽減	6,078人	6,167人	89人

3. 法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み (平成30年3月31日試算)

法定軽減基準が改正されない場合の調定額	4,614,968,400円
法定軽減基準を改正した場合の調定額	4,610,592,500円
差額	△4,375,900円

※ 約438万円の調定額の減少となる見込み。